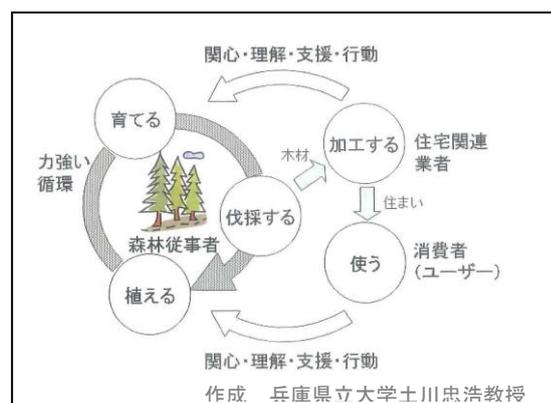


*「青少年のための『森林資源循環と次世代風土住宅の連携による持続的地域創造』の普及啓発事業 郵便補助事業 採択！！

郵政事業(株)募集の環境をテーマの企画に3度目のチャレンジで採択されました。応募名は「青少年のための『森林資源循環と次世代風土住宅の連携による持続的地域創造』の普及啓発事業です。事業内容は、「青少年を対象の住教育の一環として『21世紀の兵庫県の気候風土にあった住み継ぐ住宅』をわかりやすく解説したガイドブック(冊子)、映像、DVDを作成し、兵庫県産材の普及と長期優良住宅を中長期的に啓発普及させるために、夏休み山の見学ときこり体験、報告セミナーを実施するものです。

兵庫県産材の活用と長期優良住宅の普及は、NPO法人ひょうご新民法 21 では、ここ数年間会員と一緒に取り組んできた課題を中長期的視野にたつて青少年も対象にしたのが評価されたのではと喜んでます。

関係者による打ち合わせは、4月からスタートし、現在詳細の実施案を作成中です。



広く青少年、兵庫県民向けの「夏休み山の見学ときこり体験」は7月29日(日)に播磨地方の山へ出かけることが決定し、HPにも簡単な案内をアップし、本格募集受付は6月から開始します。裏面の地域型住宅ブランド化事業の「消費者への信頼を得るための活動」として取り組んでまいります

* 7月29日伐採見学、木こり体験： 神戸、姫路から貸切バスでご参加(事前申込制)

** 兵庫県主催 長期優良住宅事業者様向け促進セミナーに企画参画 **

2月17日開催の標記のセミナーに当NPO法人は企画段階から参画させて頂きました。当日のパネリスト3名の内2名は当NPO法人の会員会社日置建設(株)社長日置尚文氏と(有)ハヤシ工務店社長林勝也氏。もうお一方のパネリスト 拡運建設(株)社長岸野光生氏は、この出会いを契機にご入会いただき、うれしいことが続きました。

3月末時点で兵庫県下の長期優良住宅認定数の実績は、全国7位11,532棟。1位の23,984棟の愛知県、2位~5位は首都圏、6位の静岡県が先進地域といえます。兵庫県主催の昨年11月のセミナーに続き今回の工務店経営者による長期優良住宅への取り組みの情報発信は、中間の工務店様には具体的で貴重な内容と好評を頂きました。



受講者も参加のパネルディスカッション

* 兵庫県立大学大学生とのコラボ

平成 24 年度国土交通省住宅局の予算に「地域型住宅ブランド化事業」を見つけ、チャレンジを計画したものの、住宅のブランド化？ 地域型住宅って？と疑問が色々わいてきました。

このような時は、やはり若い方々からの情報を頂くのが一番と、兵庫県立大学土川教授にご相談して春休みに計画されていた住宅関係のワークショップの中に半日時間を追加して頂きました。

当日大学生、大学院生による、男性 2 名女性 10 名の総勢 12 名が二班に分かれて、ブランドとは、からワークショップに入りました。やはり若い方の発想は柔軟ですね。始まって 5 分もしないうちに言葉が書き込まれたポストイットが各人の前に置かれます。都合 3 時間くらいで、2 班とも完成して、発表いただきました。一つひとつの言葉はとても面白く、貴重で、新民法の財産となり、4 月例会や豊岡のブランド化の説明会会場で披露し好評を頂きました。ご協力ありがとうございました。



* * 学生サポーター募集

新民法 21 は、兵庫県下で住まい・暮らしを大きく環境をテーマに活動しています。山の見学会や里山の活動もしています。ご一緒に活動する中学生以上の学生サポーターを募集中です。学校やクラス、クラブ単位も歓迎です。

* * 国土交通省平成 24 年度「地域型住宅ブランド化事業」応募にむけて * *

業界では年の初め頃からうわさが広く流れていました「地域型住宅ブランド化事業」、当 NPO も 3 月頃からポチポチ情報収集などを始め、4 月 23 日の応募要項正式発表からは、関係者の打ち合わせ、参加会員への説明会とあわただしい動きになっています。先の兵庫県立大学生によるワークショップの成果物は会員様にとっても、又豊岡でお会いした周辺の事業者さまにも刺激材料となりました。

地域型住宅ブランド化は、地域産材の活用と長期優良住宅の促進を目的の事業ですが、今年度は、5 社以上の建築事業者がネットワークを作り、グループで取り組むことで、地域の経済への貢献など従来にない視点となっています。

当 NPO 会員も、皆様熱心に応募に向けて意欲的です。事務局も会員の皆様の熱意にお応えできるよう申請に向けて頑張っています。

* ひょうご新民法 21 の facebook が誕生！！

HP 上にサイトがアップしています。是非仲間にお入り下さい。

認定NPO法人にむけて!! 年間 1 口 3,000 円、NPO 法人を応援!!

2011 年 6 月、寄付税制が改正され、認定 NPO 法人になるためには、3,000 円以上の寄付者が、年平均 100 名以上必要です。「認定 NPO 法人」認定後は、寄付をした個人には税額控除という所得税減税、寄付した法人は損金算入限度額が拡大等のメリットが高まると共に、支援する NPO 法人の財政基盤が強化されることに貢献いただけます！！ このチャンス宜しくお申し込み申し上げます！

お振込み先 口座：三井住友銀行 西宮支店 普通預金 8201076
口座名：特定非営利活動法人ひょうご新民法 21

発行：NPO 法人 ひょうご新民法 21 URL：<http://www.shinminka21.com>

大阪；TEL：06-6941-8336 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4 MF 天満橋ビル 5 階

西宮；TEL&FAX：0798-22-3011 Mail：QZS05450@nifty.com 〒662-0044 西宮市平松町 8-27